

諮問の趣旨

【諮問の趣旨】

東京の生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくため、都の生物多様性地域戦略である「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を改定するにあたり、御意見をいただきたい。

【背景】

東京の生物多様性は、次のような課題を抱えていると想定される。課題の整理と解決に向けた取組の方向性の検討が必要である。

（１）自然環境の劣化

- ・宅地化等による農地などの緑の減少
- ・生きものの生息・生育環境の悪化 など

（２）人と自然の関係の希薄化

- ・保全の担い手減少や知識・技術の消失
- ・若者の自然との触れ合いや関心の低下 など

（３）自然の価値・魅力の認識不足

- ・自然とその恩恵に対する認識が不足
- ・自然への関心が低く、自然に配慮した行動が不十分 など

【検討いただきたい事項】

具体的には次の事項について御検討いただきたい。

- ・東京の生物多様性の現状と課題
- ・東京の生物多様性の将来像と将来目標
- ・将来像と将来目標の実現に向けた取組の方向性

生物多様性地域戦略の改定について

生物多様性地域戦略改定の概要

- 生物多様性地域戦略は生物多様性基本法に基づく、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画
- 現行の都の生物多様性地域戦略^{※1}が2020年に計画期間を終えるため、改定作業を開始
- 2020年に見直される国際目標^{※2}を踏まえて国家戦略が改定されるため、国の改定に併せて都の戦略を改定し公表

※1 「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」(平成24年5月策定)

※2 2020年10月中国昆明にてCOP15(生物多様性条約第15回締約国会議)開催予定

改定スケジュール

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 2019年12月 | 生物多様性地域戦略の改定について、東京都自然環境保全審議会へ諮問 |
| 2020年秋 | 中間まとめの発表 |
| 2021年度 | 答申 |
| | 東京都生物多様性地域戦略の改定 |
| | ※同時期に国家戦略も改定の予定 |

東京都の他の計画との関係

都の各計画は「生物の多様性の保全及び持続可能な利用」に関し、本戦略を基本とする。

【参考:生物多様性基本法第12条】

環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

想定される課題と取組の方向性

【想定される課題】

- I 自然環境の劣化
- II 人と自然の関係の希薄化
- III 自然の価値・魅力の認識不足



【想定される取組の方向性】

- I 東京の豊かな自然の保全・回復の取組を強化
- II 自然の持続的な利用を促進し、人と自然の関わりを強化
- III 自然の価値の理解や配慮行動を促進

諮問第 451 号

渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について

申請概要

申請者 個人（栄湯）
 目的 公衆浴場へ供給（浴用）
 申請地 渋谷区笹塚二丁目地内

□ 申請の経緯

既設の地下水井戸の分析の結果、温泉に該当し、平成 16 年 8 月 11 日に温泉動力の装置許可（30 立方メートル／日）。使用量の増加により、一日の揚湯量の増量を申請。

□ 温泉井戸概要

深 度 100 メートル
 泉 温 16.7 °C
 泉 質 泉質名なし（メタけい酸の項により温泉適合）

□ 申請する動力

出 力 3.7 キロワット
 吐出口断面積 19.7 平方センチメートル
 吐 出 量 190 リットル／分（適正揚湯量 86.4 リットル／分）

□ 揚湯量 100 立方メートル／日

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図 1～3 及び写真①、②）

土 地 申請者所有
 申請地概況 京王線笹塚駅から北東に約 200m。周辺は住宅街。

既存源泉（半径 1km） なし
 水道水源井戸等（半径 1km） なし
 湧 水（半径 1km） あり（図 2 参照）

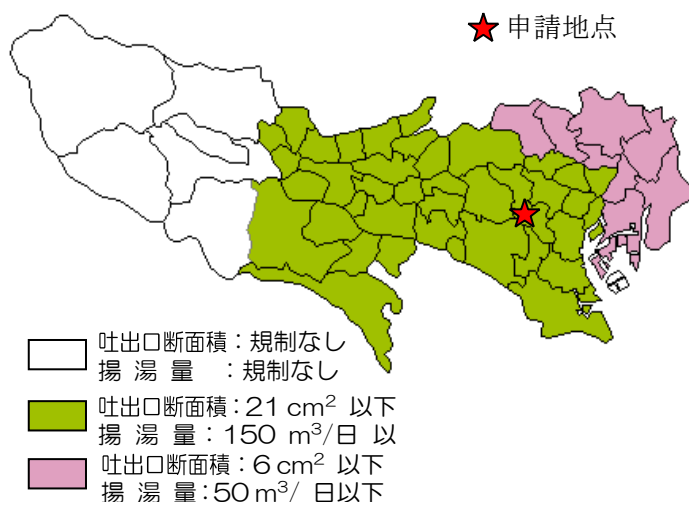


図1 申請地（広域図）



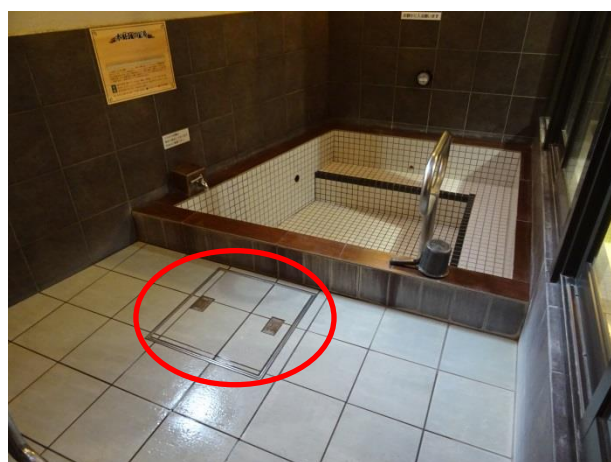
図2 周囲 1 km 付近の様子



図3 詳細図（撮影方向）



①周辺状況



②温泉井戸

諮問第 452 号

渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について

申請概要

申請者 櫻護謨株式会社
目 的 温浴施設へ供給（浴用）
申請地 渋谷区笹塚一丁目地内

□ 掘削工事

口 径 151.0～102.3 ミリメートル
深 度 1500 メートル
施工方法 ロータリー式垂直掘削

□ 利用計画（予定）

施設概要 温浴施設
揚 湯 量 120 立方メートル／日

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図 1～3 及び写真①～③）

土 地 申請者所有
周辺概況 京王線笹塚駅から南東に約 200m。周辺は住宅街や工場、商業施設等が立地する。

既存源泉（半径 1km） あり（図 2 参照）

水道水源井戸等（半径 1km） なし

湧 水（半径 1km） あり（図 2 参照）

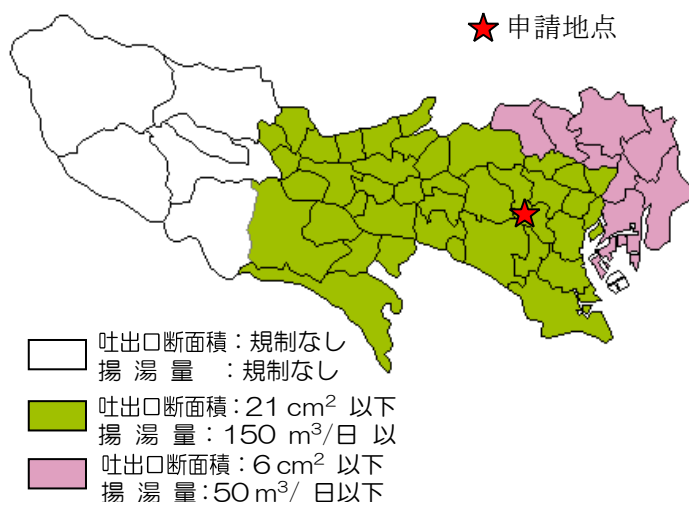


図1 申請地（広域図）

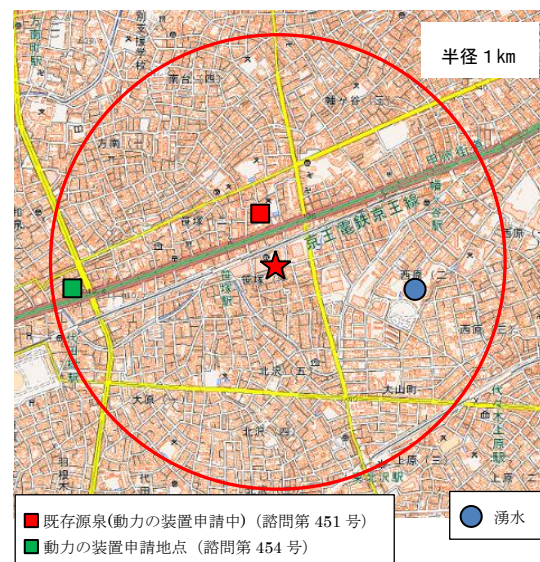


図2 周囲 1 km 付近の様子

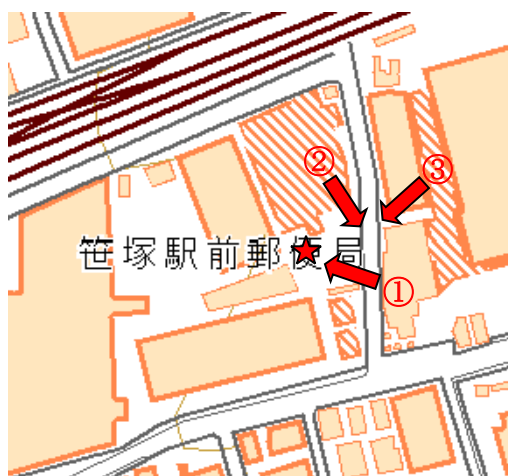


図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点



②申請地点周辺



③申請地点周辺

諮問第 454 号

杉並区和泉の温泉動力の装置について

申請概要

申請者 有限会社ユノラク
目 的 公衆浴場へ供給（浴用）
申請地 杉並区和泉地内

□ 申請の経緯

既設の地下水井戸の分析の結果、温泉に該当した。

□ 温泉井戸概要

深 度 88 メートル
泉 温 16.5 ℃
泉 質 泉質名なし（メタけい酸の項により温泉適合）

□ 申請する動力

出 力 3.7 キロワット
吐出口断面積 19.7 平方センチメートル
吐 出 量 220 リットル／分（適正揚湯量 163.2 リットル／分）

□ 揚湯量 70 立方メートル／日**□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図 1～3 及び写真①、②）**

土 地 申請者所有
申請地概況 周辺は住宅街や幹線道路が位置する。

既存源泉（半径 1km） あり（図 2 参照）
水道水源井戸等（半径 1km） なし
湧 水（半径 1km） なし

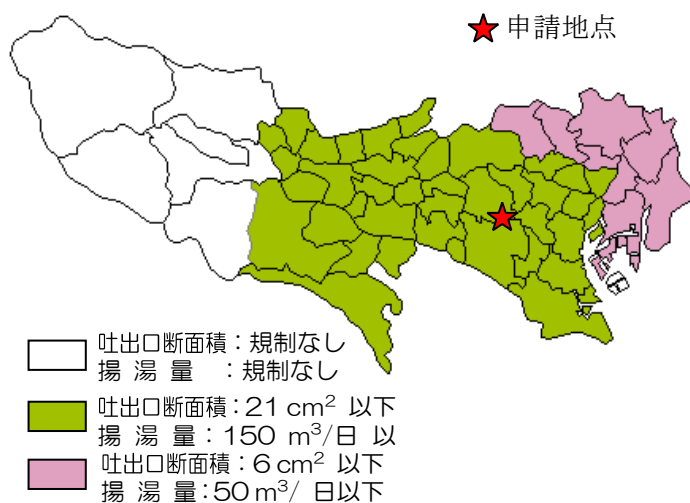


図1 申請地（広域図）

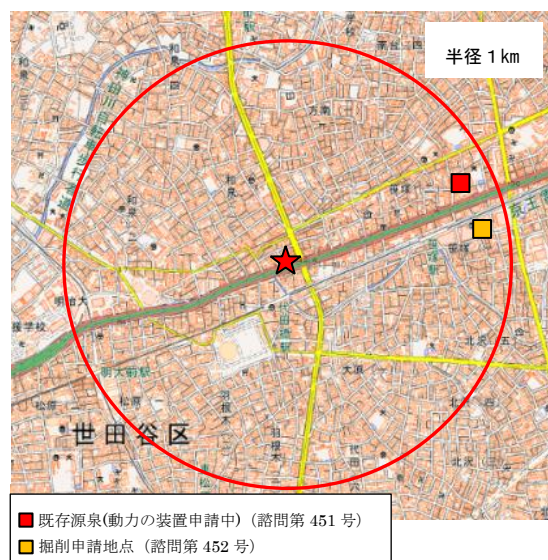


図2 周囲 1 km 付近の様子

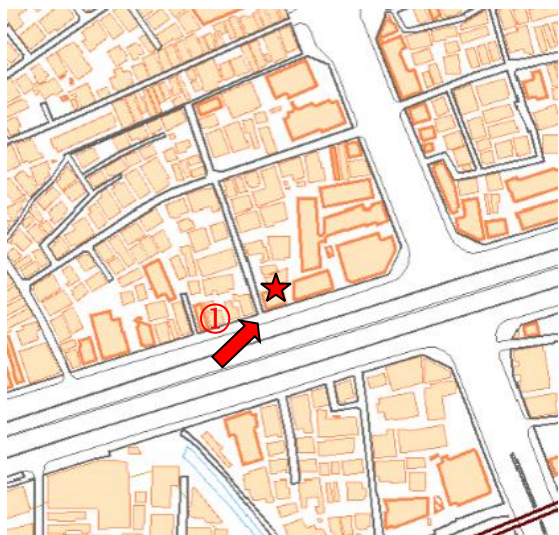


図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点周辺



②温泉井戸

許可基準の適合状況及び 温泉部会における審議内容と主な意見について

1 許可基準の適合状況

【諮問第 451 号 渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について】

- (1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料 1-1）
→半径 1,000 メートル以内に他の申請地点あり
- (2) 温泉動力の装置の許可に係る審査基準（参考資料 1-2）
→吐出口断面積は基準を満たす
→周辺の申請地点との揚湯量の合計は日量 150 立方メートルを超える
- (3) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料 1-3）
→半径 1,000 メートル以内に湧水が存在するが、地域の環境の保全のため重要な役割を持つ湧水として区による指定等は受けていない

【諮問第 452 号 渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について】

- (1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料 1-1）
→半径 1,000 メートル以内に既存源泉等あり
- (2) 温泉動力の装置の許可に係る審査基準（参考資料 1-2）
→周辺の申請地点との揚湯量の合計は日量 150 立方メートルを超える
- (3) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料 1-3）
→半径 1,000 メートル以内に湧水が存在するが、地域の環境の保全のため重要な役割を持つ湧水として区による指定等は受けていない
- (4) 温泉法第 4 条第 1 項第 2 号の可燃性天然ガスによる災害の防止に関する基準について
→敷地境界からの距離の確保、可燃性天然ガスの測定等の対策を実施する計画である

【諮問第 454 号 杉並区和泉の温泉動力の装置について】

- (1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料 1-1）
→半径 1,000 メートル以内に他の申請地点あり
- (2) 温泉動力の装置の許可に係る審査基準（参考資料 1-2）
→吐出口断面積は基準を満たす
→周辺の申請地点との揚湯量の合計は日量 150 立方メートルを超える
- (3) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料 1-3）
→半径 1,000 メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

2 温泉部会における審議内容と主な意見

【諮問第 451 号、第 452 号、第 454 号について】

1 温泉部会における審議結果
条件付き許可相当

2 許可の条件として付す事項

(1) 一日の揚湯量について

一日の揚湯量を 50 立方メートル以下とすること

(理由)

- ・ 不許可とすべき申請者はいない
- ・ 三者の申請に差異を設ける規定はない
 - ア 温泉法は先願者優先の制度を設けていないため受理の順番による優劣はない
 - イ 都の審査基準では、申請の種別（掘削、動力の装置）に優劣はない
 - ウ 温泉法において温泉利用の目的は許可の内容に関係しない
 - エ 申請者の主観によって作成された温泉利用計画は配分の参考にならない
- ・ 揚湯量を当該量まで制限しても三者は申請目的を達成できると考えられる

(2) 適正揚湯量について（諮問第 451 号及び第 454 号に限る）

一分当たりの揚湯量を 86.4 リットル以下とすること（諮問第 451 号）

一分当たりの揚湯量を 163.2 リットル以下とすること（諮問第 454 号）

(理由)

揚湯試験で算出された適正揚湯量を超えた揚湯が可能な動力（ポンプ）を用いる予定であることから、適正揚湯量の範囲内での揚湯となるよう一分当たりの汲み上げ量を調整する必要がある

3 その他意見等について

(1) 既に公衆浴場を経営する者が直ちに揚湯量を減じることが、設備面及び経済面から困難だと考えられる。

(2) 温泉資源の保護や地盤環境保全の観点からは、最低限、制限距離内の 3 者が実際に揚湯している量が基準値を下回っている状況を確保する必要がある。

【審査基準の見直しについて】

現行の審査基準が想定していない以下の事例についても円滑な審査が行えるように、審査基準の見直しを検討する必要がある。

1 近傍における同時申請について

現行の審査基準は近傍における複数の同時申請を想定していないため、審査が困難であり、申請者が処分を予見できない。

2 掘削を経ない温泉動力の装置申請について

温泉法や東京都の基準は、まず掘削、次に動力の装置の順に申請されることを前提としたつくりになっている。今年度、温泉法に基づく申請について審議した5件の案件のうち、3件が銭湯における掘削を経ない動力の装置の申請であった。銭湯が使用する井戸水の温泉分析を行った結果、温泉であると判明して動力の装置の申請を行うという案件は今後さらに増加してくると推測される。

温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

平成17年1月17日 東京都自然環境保全審議会 答申

1 温泉の許可基準

温泉動力の装置の許可に係る審査基準（平成10年7月1日付東京都告示第724号）（以下「審査基準」という。）の指定地域において、温泉を掘削する場合は、地盤沈下の防止及び源泉間の相互影響への配慮の観点から、既存源泉と新規源泉の深度を比較して深い方の深度に対応した下記の制限距離以上を既存源泉からとること。

掘削深度	制限距離
500mを超える	1,000m
200mを超え500m以下	500m
200m以下	200m

ただし、既存源泉がこれらの制限距離以内に存在する状況においても、既存源泉と新規源泉の揚湯量の合計が、審査基準に規定された量以下であることを確認できる書面を提出できる場合はこの限りでない。

2 個人利用に対する指導基準

（1）集合住宅での各戸給湯利用

源泉の一日あたりの揚湯量が、審査基準に規定された量を超えない範囲において、一世帯の一日あたりの揚湯量を0.5立方メートル以下とすること。

（2）戸建住宅での給湯利用

一日あたりの揚湯量を10立方メートル以下とし、浴槽容量及び利用実態に応じた適正な揚湯量とすること。

3 温泉に関する情報の収集及び適正管理の検討

（1）温泉を掘削しようとする者に対して、掘削地点の地質及び地下水に関する、更なる調査の実施と結果の報告を求めること。

（2）報告を受けた資料を整理、解析し、温泉の適正管理に関する検討を継続して行うこと。

温泉動力の装置の許可に係る審査基準

平成10年 7月 1日 (東京都告示第 724号)
最終改正 平成20年10月24日 (東京都告示第1339号)

地盤沈下防止の観点から、温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第3項により準用する同法第4条第1項の規定に基づく動力装置の許可に係る審査基準を次のとおり定める。

指定地域		吐出口断面積	一日の揚湯量
1	墨田区 江東区 北区 荒川区 板橋区 足立区 葛飾区 江戸川区	6 平方センチメートル以下	50 立方メートル以下
2	東京都の区域のうち、1に掲げる区域、八王子市の一部(一般国道411号線との交点以北の都道檜原あきる野線、その交点から一般国道20号線との交点(八王子市高尾町)までの都道八王子あきる野線、その交点から都道八王子町田線との交点までの一般国道20号線及びその交点以南の都道八王子町田線以西の区域)、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町及び島しょ地区を除く区域	21 平方センチメートル以下	150 立方メートル以下

備考 揚湯の状況について、水量測定器及び水位計により確認できること。

温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて

平成20年9月9日 東京都自然環境保全審議会温泉部会決定

東京都自然環境保全審議会において審査を行う際、申請のあった地点の周囲の状況についての情報として活用するための井戸・湧水の取扱いについて、次のとおり整理する。

1 基本的な考え方

井戸、湧水があることについては、直ちに温泉法で規定されている温泉掘削が公益を害するおそれがあると認めることはできず、許可基準には抵触しない。

井戸、湧水の存在については、審査の参考として資料に記載するものである。

申請者が、許可申請時に周辺状況として必要な井戸、湧水を自ら把握するよう指導しているが、行政としても、申請者の内容を確認する上で、関係機関に照会する。

2 井戸

(1) 配慮を要する井戸

- ・申請地点の周囲1000m内にある水道事業体の水源井戸
- ・申請地点の周囲1000m内にある水道の供給を受けていない地域(未給水地域)内の生活の用に供する井戸

(2) 井戸の把握方法

申請地点に水道を供給する水道事業体に対し、文書で照会し、回答を求める。

3 湧水

(1) 配慮を要する湧水

- ・申請地点の周囲1000m内にある地域の環境の保全のため重要な役割をもつ湧水として、区市町村が地域指定又は判断している湧水

(2) 湧水の把握方法

配慮を要する湧水の有無について、区市町村に対し文書で照会し、回答を求める。

4 配慮を要する井戸、湧水への対応

(1) 温泉部会

申請された温泉掘削・動力許可が、配慮を要する井戸、湧水に対し影響を及ぼすおそれがあるか検討する。

(2) 申請者への指導

温泉部会の検討結果を踏まえ、申請者に対して、配慮を要する井戸、湧水の管理者等と温泉掘削・動力設置の情報及び井戸、湧水に対する影響の把握について話し合うよう指導し、その結果について報告を求める。